

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業要求水準書

II 運営編

令和4年10月11日(火)

箱根町

目次

第1章 総則	1
第1節 一般概要	1
第1項 一般概要.....	1
第2項 事業名	1
第3項 事業実施場所.....	1
第4項 委託期間.....	1
第5項 対象施設.....	3
第2章 長期包括運営委託に関する仕様.....	5
第1節 運営に関する基本事項.....	5
第1項 長期包括運営委託基本条件.....	5
第2項 対象業務範囲.....	6
第3項 ユーティリティ.....	6
第4項 運営における遵守事項.....	7
第5項 運転条件.....	11
第2節 運転管理業務.....	19
第1項 受付・受入管理共通事項.....	19
第2項 運転管理共通事項.....	21
第3項 ごみ中継施設に係る運転管理業務.....	27
第4項 剪定枝等ストックヤードに係る運転管理業務.....	29
第5項 粗大ごみ処理施設に係る運転管理業務.....	29
第3節 運営・維持管理体制.....	30
第1項 組織計画.....	30
第2項 労働安全衛生・作業環境管理.....	31
第3項 防火管理.....	32
第4項 連絡体制.....	32
第5項 帳票類の管理.....	32
第6項 調査票の回答.....	33
第7項 その他	33
第4節 維持管理業務.....	34
第1項 維持管理計画の作成・管理.....	34
第2項 公称能力の維持.....	34
第3項 機能維持のための点検・保守.....	34
第4項 法定点検.....	34
第5項 施設の修繕・更新.....	35
第6項 備品・什器・物品・用役の調達及び管理.....	36

第 7 項 機器の予備品、消耗品等の調達及び管理.....	36
第 8 項 建築施設・施設の保全.....	36
第 5 節 環境管理業務に関する要件.....	37
第 1 項 委託期間中の測定管理.....	37
第 2 項 環境管理報告.....	37
第 3 項 安全衛生管理.....	37
第 4 項 作業環境管理基準.....	38
第 5 項 作業環境保全計画.....	38
第 6 節 情報管理業務に関する要件.....	38
第 1 項 運転記録報告.....	38
第 2 項 点検・検査報告.....	38
第 3 項 修繕・更新計画報告.....	38
第 4 項 安全衛生報告.....	39
第 5 項 情報管理報告.....	39
第 6 項 その他管理記録報告.....	39
第 7 節 関連業務に関する要件.....	39
第 1 項 構成町組織との相互支援.....	39
第 2 項 防火・防災管理.....	40
第 3 項 感染症対策.....	41
第 4 項 施設警備・防犯.....	41
第 5 項 清掃	41
第 6 項 植栽管理.....	41
第 7 項 洗車場の管理.....	41
第 8 項 積雪時の対応.....	41
第 9 項 廃棄物等の管理.....	41
第 10 項 住民対応.....	41
第 11 項 見学者対応.....	42
第 12 項 本町が本施設で行う研修等への協力.....	42

第1章 総則

本要求水準書は、箱根町（以下「本町」という。）が発注する箱根町環境センターのごみ中継施設、剪定枝等ストックヤード及び粗大ごみ処理施設（II 運営編においては以下まとめて「本施設」という。）の長期包括運営委託（以下「本運営委託」という。）に適用する。本要求水準書は、本運営委託の基本的な内容について定めるものであり、本運営委託の目的達成のために必要な業務等については、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設の運営を実施する事業者（以下「運営事業者」という。）の責任において全て完備及び遂行すること。また、本要求水準書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではない。

第1節 一般概要

第1項 一般概要

運営事業者は、本施設に搬入される対象ごみを、各施設の基本性能を發揮させつつ適正に貯留、処理、再資源化を図るため、安全かつ効率的・安定的に施設の維持管理に努めるものとし、本町が実施するその他業務に支障を来さないようにすること。

運営事業者は、本町が管理する施設の運営業務を行うものとし、本施設の運営業務に必要な用役・部品調達を自ら行うものとする。

運営事業者は、本町及び本町が本運営委託開始まで粗大ごみ処理施設の運転業務を委託する運転業務委託事業者（以下「既存運転事業者」という。）から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下、「運営準備期間」という。）にて、既存運転事業者等からの引継を行う。また、運営事業者が本施設にかかる本要求水準書の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を本町へ請求できる期間（以下、「乖離請求期間」という。）を設定する。

第2項 事業名

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業

第3項 事業実施場所

神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯 84 番地

第4項 委託期間

委託期間等は以下のとおり設定する。

(1)委託期間：契約締結日（令和5年9月末）から令和22年3月31日まで

(2) 運営準備期間

ごみ中継施設

契約締結日（令和5年9月末）から令和7年9月30日まで

剪定枝等ストックヤード

契約締結日（令和5年9月末）から令和9年2月28日まで

粗大ごみ処理施設

契約締結日（令和5年9月末）から令和7年9月30日まで

(3) 運営期間

ごみ中継施設

令和7年10月1日から令和22年3月31日まで

剪定枝等ストックヤード

令和9年3月1日から令和22年3月31日まで

粗大ごみ処理施設

令和7年10月1日から令和22年3月31日まで

(4) 乖離請求期間

ごみ中継施設及び剪定枝等ストックヤード

対象外

粗大ごみ処理施設

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

第5項 対象施設

対象施設は以下のとおりとする。また、対象施設の立地条件等は建設編第1章第1節第4項 立地条件のとおり。各対象施設の概要を表1～表3に示す。

表1 ごみ中継施設の概要

施設名称	環境センター第1プラント（ごみ中継施設）
建築構造	上部構造：S造、下部構造：RC造
中継方式	コンパクタ・コンテナ方式またはピット・クレーン方式
施設規模	燃せるごみ 45t/日 可燃残渣 4t/日 し尿残渣 3t/日 合計 52t/日
受入供給設備	計量機、プラットホーム、プラットホーム出入口扉、ごみピット、ごみクレーン、ごみ供給機（受入ホッパ）、ごみ供給・搬送装置
圧縮設備 (整備する場合)	コンパクタ設備、コンテナ移動装置、油圧装置等
貯留搬出設備	積載10t 脱着式コンパクタ・コンテナ車 または積載10t 大型パッカー車（いずれも運営事業者にて用意すること）
集じん・脱臭設備	脱臭装置、バグフィルタ

表 2 剪定枝等ストックヤードの概要

施設名称	環境センター第1プラント（剪定枝等ストックヤード）
建築構造	上部構造：S造、下部構造：RC造
施設規模	枝・葉・枯れ木類（チップ化対象）：4.2 t/日 草・刈草類（資源化対象）：1.0 t/日
受入供給設備	計量機（ごみ中継施設と共に用）
貯留搬出設備	ヤード貯留囲い式ストックヤード
集じん・脱臭設備	脱臭装置、バグフィルタ（ごみ中継施設と共に用）

表 3 粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	環境センター第1プラント（粗大ごみ処理施設）
建築構造	上部構造：S造、下部構造：RC造
建設年度	粗大ごみ処理施設 着工：平成3年12月 竣工：平成5年3月 ペットボトル減容化施設 着工：平成10年10月 竣工：平成11年4月
施設規模	粗大ごみ処理施設 : 30 t/5時間 ペットボトル減容化施設 : 1 t/日
処理対象物	燃せないごみ、粗大ごみ、カン、BIN、乾電池、蛍光灯・電球、スプレー缶類、ペットボトル
設備	粗大ごみ受入コンベヤ、不燃ごみ供給コンベヤ、粗大ゴミ供給コンベヤ
	破碎 破袋機、縦型回転式破碎機、可燃性粗大ごみ切断機
	搬送 不燃ごみ搬送コンベヤ、鉄分コンベヤ、残渣コンベヤ、危険物搬出機、破碎ごみ排出コンベヤ
	選別 手選別コンベヤ、No.1磁選機（吊下げ式）、No.2磁選機（ドラム式）、風力選別機、不燃物・可燃物分離機、アルミ選別機
	貯留搬出 可燃物コンベヤ、鉄分・不燃物・アルミバンカ
	集じん サイクロン、バグフィルタ、排風機
	圧縮梱包 ペットボトル圧縮梱包設備

第2章 長期包括運営委託に関する仕様

第1節 運営に関する基本事項

第1項 長期包括運営委託基本条件

(1)長期包括運営委託は、以下に基づいて行うこと。

- 1)運営業務委託契約書
- 2)運営事業者の提出した提案書
- 3)本要求水準書
- 4)その他、本運営委託の実施において必要とするもの

(2)要求水準書記載事項

- 1)記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本施設を安全かつ安定的に運営・維持管理するためには定めるものであり、要求水準書に記載されていない事項であっても、必要と思われるものについては、本町の確認を得て全て運営事業者の責任及び負担において補足・完備すること。

- 2)参考図書の取り扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任及び負担において補足・完備すること。

(3)提案書の変更

- 1)提案書に記載された内容については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本町の指示または本町と運営事業者の協議等により変更する場合はこの限りではない。
- 2)委託期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合は、運営事業者の責任において要求水準書を満足させるための変更を行うものとする。
- 3)その他、本運営委託の実施にあたって変更の必要が生じた場合は、本町の定める運営業務委託契約書によるものとする。

第2項 対象業務範囲

運営業務の範囲は表4に示すとおりとする。

なお、運営とは、総務（内部管理）と運転維持管理（修繕及び更新）からなるものとする。

表4 対象業務範囲

対象業務	対象施設
(1)受付・受入管理業務	ごみ中継施設、剪定枝等ストックヤード及び粗大ごみ処理施設
(2)運転管理業務	ごみ中継施設、剪定枝等ストックヤード及び粗大ごみ処理施設
(3)維持管理業務	ごみ中継施設、剪定枝等ストックヤード
(4)環境管理業務	ごみ中継施設、剪定枝等ストックヤード及び粗大ごみ処理施設
(5)情報管理業務	ごみ中継施設、剪定枝等ストックヤード及び粗大ごみ処理施設
(6)関連業務	ごみ中継施設、剪定枝等ストックヤード及び粗大ごみ処理施設

※粗大ごみ処理施設の維持管理業務は本町にて実施

第3項 ユーティリティ

(1)ユーティリティ条件

本施設のユーティリティ条件は「I 建設工事編第1章第1節第6項 ユーティリティ条件」に示すとおりである。

(2)運営時のユーティリティの負担

運営時のユーティリティの負担は、以下のとおりとする。

1)電気（受電）

本町は、本施設の運営時に必要となる電気について、電気事業者と契約を行う。運営事業者は、電気事業者との契約に係る一切の費用を負担すること。

2)上水

本町は、本施設の運営時に必要となる上水について、水道事業者と契約を行う。運営事業者は、水道事業者との契約に係る一切の費用を負担すること。

3)電話

運営事業者は、本施設の運営時に必要となる電話について、電気通信事業者等と契約を行い、契約に係る一切の費用を負担すること。

4)その他のユーティリティ

事業用地において、本施設の運営時に必要となる上記以外のユーティリティ（燃料、各種薬剤等）については、運営事業者が自ら調達し、また、調達等に係る一切の費用を負担すること（ごみ中継施設から湯河原美化センターへの燃せるごみの運搬、排水のし尿処理施設への運搬または送水に係る費用を含む）。

第4項 運営における遵守事項

運営事業者は、次に示す事項を遵守すること。

(1)運営基本方針

運営事業者は本運営委託の主旨を十分理解し、以下の基本方針を遵守すること。

- 1)施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の貯留、処理、処分、運搬を行うこと。
- 2)施設の安全性を確保すること。
- 3)環境への負荷軽減に配慮すること。
- 4)施設を安定かつ継続的に稼働させること。
- 5)経済性を考慮しつつ、効率的かつ総合的に一体的な運営管理を行うこと。

(2)要求水準書の遵守

運営事業者は、委託期間中、本要求水準書に記載された要件を遵守すること。

(3)関係法令及び基準、規格の遵守

運営事業者は委託期間中、表 5 に示す関係法令規格等（最新版に準拠）を遵守すること。

表 5 関係法令等（参考）

法令名	法令名
都市計画法	工場立地法
建築基準法	道路交通法
景観法	事務所衛生基準規則・危険物の規制に関する規則・政令
消防法	一般高圧ガス保安規則
水道法	特定化学物質等障害予防規則
環境基本法	電気設備に関する技術基準
大気汚染防止法	電気工作物の溶接に関する技術基準
水質汚濁防止法	クレーン等安全規則
騒音規制法	クレーン構造規格
振動規制法	クレーン過負荷防止装置構造規格
悪臭防止法	電気機械器具防爆構造規格
労働基準法	溶接技術検定基準 (JIS Z 3801)
労働安全衛生法	日本工業規格 (JIS)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	日本農林規格 (JAS)
航空法	電気規格調査会標準規格 (JEC)
電波法	日本電機工業会基準規格 (JEM)
有線電気通信法	日本電線工業会規格 (JCS)
電気事業法	日本油圧工業会規格 (JOHS)
電気工事士法	内線規定
電気用品取締法	地方自治法
計量法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ごみ処理施設性能指針
毒物及び劇物取締法	自然公園法
駐車場法	箱根町環境基本条例
循環型社会形成推進基本法	箱根町景観条例
小型家電リサイクル法	富士箱根伊豆国立公園箱根地域管理計画書
資源の有効な利用の促進に関する法律	富士箱根伊豆国立公園箱根地域公園計画書
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	規格、規定、要領、要綱、通達及び技術指針、その他、関係法令（※神奈川県、箱根町に係る条例）等を含む

(4) 情報管理

1) 貸与図書の管理

- ア) 運営事業者が本運営委託を履行する上で必要とする設計図書、完成図書、図面類等については、本町が貸与する。
- イ) 運営事業者は貸与された図書類等について台帳を作成するなど、適切に管理すること。
- ウ) 施設の整備補修、改善等により設計図書、完成図書等の内容について変更や修正が必要となった場合は、本町と協議の上、必要な修正等を行うこと。

2) 本運営委託に関する記録の管理・保管

本運営委託に関する運転管理の記録などは適切に管理・保管し、情報管理（漏洩防止）の徹底を図ること。

(5)官庁等の指導等

運営事業者は委託期間中、官庁等の指導等に従うこと。

(6)官庁等への申請

運営事業者は、本町が行う運営・維持管理に係る官庁等への申請等に全面的に協力し、本町の指示により必要な書類、資料等を提出すること。

なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

(7)関係法令届出書類の作成

運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、本施設の運営に係る必要な関係法令届出書類を本町との協力のもと作成し、本町へ報告すること。

(8)本町、官庁等への報告

本施設の運営・維持管理に関して、本町、官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。また、本町が実施する検査、環境施策を踏まえ、本運営委託を実施すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については本町の指示に基づき対応すること。

(9)地元雇用及び地元貢献

運営事業者は、本施設の運営にあたり、地元での雇用促進に配慮すること。また、下請人等として地元企業の中から選定、ならびに資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努めること。

(10)周辺施設整備等への協力

業務対象エリア内及び周辺で本町及び関係団体が行う事業等に対し、本町の要請に基づき協力すること。

(11)本町の検査

本町が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立入検査を行う際は、運営事業者は、その監査、検査に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

(12)本町が実施する維持補修

本町は本施設のうち、粗大ごみ処理施設の1件あたりの修繕金額が30万円以上の設備の維持・補修について本町が別途、維持・補修業者を選定し維持・補修を行う。

従って、運営事業者は粗大ごみ処理施設の1件あたりの修繕金額が30万円未満の維持・補修について、自らの費用と責任で物品（消耗品等を含む）を調達し、実施し、本町へ報告すること。なお、本町が策定する粗大ごみ処理施設の維持補修計画の策定にあたっては、可能な限り協力を行うこと。

(13)マニュアル及び計画書の作成

本運営委託遂行上必要となる各種マニュアル及び計画書（実施要領書等を含む）については、本町との協議により定められた日までに本町へ提出すること。

(14)災害発生時等の本町への協力

震災その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を本町が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。

(15)運転教育

運営事業者は、本施設の運転に関して、本町と協議の上、運転教育計画を作成し、運転員に対する必要な運転教育を実施すること。

また、運営事業者は、必要に応じて本施設の中継施設転用工事を請負った事業者及び既存施設の運転事業者より技術支援を受けること。

(16)本町が策定する一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、委託期間中、本町が策定する一般廃棄物処理実施計画を遵守すること。

(17)車両・重機等

運営事業者は、本運営委託において必要な車両・重機等を、自らの責任と負担により、用意すること。本町が貸与する車両・重機等については、添付資料1「貸与品リスト」を参照すること。

(18)保険

本町は委託期間中、災害等による本施設の損害を担保する目的で、「一般財団法人全国自治協会 建物災害共済」、「東京海上日動火災保険株式会社小田原支社

機械保険」に加入する。運営事業者は委託期間中、本運営委託に伴うリスクに備えるため、第三者損害賠償保険、誤動作等による損害を補償する機械保険等必要と考える保険に加入すること。

(19) 基本性能

基本性能とは、本施設の各設備が備え持つ施設としての機能であり、本施設の完成図書及び承諾図書等において保証される内容である。

第5項 運転条件

(1) 対象ごみ

本施設の対象ごみと計画年間ごみ処理量は表 6 に示すとおりである。

表 6 対象ごみと計画量

対象施設	対象ごみ	計画年間 ごみ処理量 (t/年)
ごみ中継施設	燃せるごみ	11,721
	可燃残渣 (粗大ごみ処理施設から搬入される破碎可燃物)	789
	し尿残渣	462
剪定枝等 ストックヤード	枝・葉・枯れ木類 (チップ化対象)	684
	枝	443
	葉	73
	樹木、竹、枝類 (湯河原町真鶴町衛生組合より搬入)	168
	草・刈草類(資源化対象)	178
粗大ごみ 処理施設	粗大ごみ	1,180
	カン	510
	ビン	511
	乾電池	3
	蛍光灯・電球	2
	スプレー缶類	2
	ペットボトル	41
	燃せないごみ(その他)	100

(2) 搬出物及び搬出先

搬出物及び搬出先は表 7 に示すとおりである。

表 7 搬出物及び搬出先

対象施設	搬出物	搬出先
ごみ中継施設	燃せるごみ	湯河原美化センター
	可燃残渣	
	し尿残渣	
剪定枝等 ストックヤード	枝・葉・枯れ木類 (チップ化対象)	本町が指定する民間資源化業者 (本施設にて本町が指定する運搬業者に引渡し)
	草・刈草類 (資源化対象)	
粗大ごみ 処理施設	破碎不燃物のうち可燃物	ごみ中継施設ごみピット (第2章第2節第5項(4) 搬出物の取扱い参照)
	可燃残渣 (カレットくず)	第2一般廃棄物最終処分場 (本施設にて引渡し、本町が運搬) (第2章第2節第5項(4) 搬出物の取扱い参照)
	破碎鉄	本町が指定する民間資源化業者 (本施設にて本町が指定する運搬業者に引渡し)
	破碎アルミ	
	ビン (カレット3種類 白、茶、混合)	
	圧縮梱包ペットボトル	
	乾電池	
	蛍光灯・電球	本町が指定する者 (本施設にて本町が指定する者に引渡し)
	処理不適物	

(3) 搬出入車両

参考として、本施設に搬入出する車両を表 8 に示す。

表 8 搬出入車両

対象施設	主な利用 ・搬入出物	搬入又は 運搬の所掌	年間台数 (台)	最大 積載量	車種
搬入車両	ごみ中継施設	燃せるごみ	箱根町	※1	2t, 4t パッカー車、ダンプ車、平トラック、軽車両、直接搬入車を含む
		し尿残渣		—	2t ダンプ車
	破碎不燃物のうち可燃物	運営事業者 ※2	—	4t	ダンプ車（粗大ごみ処理施設より）
剪定枝等 ストック ヤード	箱根町分	箱根町	—	2t, 4t	パッカー車、ダンプ車、平トラック、軽車両、直接搬入車を含む
	湯河原町真鶴町衛生組合分	箱根町 (衛生組合)	—	—	—
粗大ごみ 処理施設	燃せないごみ	箱根町	※1	2t, 4t	ダンプ車、平トラック、軽車両
	粗大ごみ		※1	2t, 4t	ダンプ車、平トラック、軽車両
	カン		※1	2t, 4t	ダンプ車、平トラック、軽車両
	BIN		※1	2t, 4t	ダンプ車、平トラック、軽車両
	乾電池		※1	2t, 4t	ダンプ車、平トラック、軽車両
	蛍光灯・電球		※1	2t, 4t	ダンプ車、平トラック、軽車両
	スプレー缶類		※1	2t, 4t	ダンプ車、平トラック、軽車両
	ペットボトル		※1	2t, 4t	ダンプ車、平トラック、軽車両

※1 合計で年間 12,000 台程度

※2 運営事業者自らが用意する車両で運搬をすること（表内は現在の町で使用している車両仕様を示す）。

対象施設		主な利用 ・搬入出物	搬入又は 運搬の所 掌	年間台数 (台)	最大 積載量	車種
搬出車両	ごみ中継 施設	燃せるごみ 可燃残渣 し尿残渣	運営事業者	提案による	10t	[脱着式コンパク タ・コンテナ又は大 型パッカー車]※2
	剪定枝等 ストック ヤード	枝・葉・枯れ木類 (チップ化対象)	箱根町	町にて 手配	町にて手配	町にて手配
		草・刈草類 (資源化対象)	箱根町	町にて 手配	町にて手配	町にて手配
	粗大ごみ 処理施設	破碎不燃物のうち 可燃物	運営事業者	—	4t	ダンプ車(可燃ごみビ ットへ搬送)
		可燃残渣 (カレットくず)	箱根町	—	—	スキッドステアローダ ー(最終処分場へ)
		破碎鉄		1~3台/月	—	アームロール車
		破碎アルミ		1~3台/月	—	アームロール車
		ビン (カレット)		1台/2~3月	—	アームロール車
		圧縮梱包 ペットボトル		4台/年	10t	ウィングトラック
		乾電池		1台/年	5t程度	コンテナ
		蛍光灯・電球		3台/年	4t	平ボディ車
		処理不適物		—	—	—

※2 必要な搬出車両を民間事業者にて提案すること。

(4) 計画ごみ質

既存の焼却施設で実施したごみ質測定実績（平成 27 年～令和 3 年度）を表 9 に、粗大ごみ処理施設の選別機能を表 11 に示す。

表 9-1 ごみ質測定実績（平成 27 年～令和 3 年度）

項目			低質	基準	高質	H27	H28	H29
ごみの成分・組成	紙・布類	%				42.96	41.30	38.24
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革	%				24.97	20.14	27.19
	木・竹・わら類	%				18.65	14.96	16.65
	厨芥類	%				5.14	7.71	3.44
	不燃物類	%				2.98	8.65	4.53
	その他	%				5.30	7.24	9.95
単位容積重量		kg/m ³	260	200	160	191.5	175.3	141.5
ごみの三成分	水分	%	60	50	43	44.32	48.08	41.24
	可燃分	%	10	10	10	49.60	40.99	49.83
	灰分	%	30	40	47	6.09	10.94	8.93
低位発熱量（計算値）		kcal/kg	1,000	1,700	2,100	1,968	1,558	2,555
低位発熱量（実測値）		kcal/kg				2,390	1,928	1,993
低位発熱量（実測値）		kJ/kg				10,000	8,070	8,340
湯河原美化センターの 計画ごみ質の範囲内						○	○	○

※各年度のごみ質測定実績は、4 回の結果の平均値

表 10-1 ごみ質測定実績（平成 27 年～令和 3 年度）

項目			低質	基準	高質	H30	H31/R1	R2	R3
ごみの成分・組成	紙・布類	%				43.21	42.88	43.52	45.4
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革	%				22.85	20.18	19.99	13.3
	木・竹・わら類	%				13.50	15.08	5.00	19.6
	厨芥類	%				11.70	12.43	25.26	15.9
	不燃物類	%				5.27	8.55	2.36	3.0
	その他	%				3.47	0.88	3.87	2.8
単位容積重量		kg/m ³	260	200	160	169.0	240	170.3	220
ごみの三成分	水分	%	60	50	43	45.41	51.70	53.47	50.3
	可燃分	%	10	10	10	47.67	39.05	40.72	40.8
	灰分	%	30	40	47	6.92	9.25	5.81	8.9
低位発熱量（計算値）		kcal/kg	1,000	1,700	2,100	1,873	1,450	1,513	1,530
低位発熱量（実測値）		kcal/kg				2,213	1,520	1,705	1,460
低位発熱量（実測値）		kJ/kg				9,260	6,360	7,130	6,110
湯河原美化センターの 計画ごみ質の範囲内						○	○	○	○

※各年度のごみ質測定実績は、4回の結果の平均値

表 11 粗大ごみ処理施設の選別機能

項目	回収率	純度
鉄類	90%以上	95%以上
アルミ類	60%以上	90%以上
可燃物	(90) %以上	(65) %以上
不燃物	(95) %以上	(65) %以上

※（ ）内は目標値

(5) 公害防止基準

本施設の公害防止基準は、以下のとおりとする。

1) 水質

排水基準は、水質汚濁防止法の一法律排水基準かつ神奈川県条例をもとに表 12 及び表 13 のとおり定める。

表 12 排水の公害防止基準（有害物質）

有害物質の種類	水質汚濁防止法の一法律排水基準	県生活環境の保全等に関する条例の基準	施設の基準値
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.03 mg/L	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.005 mg/L	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	0.003 mg/L	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.04 mg/L	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	0.4 mg/L	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	3 mg/L	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.03 mg/L	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L	10 mg/L	10 mg/L
ふつ素及びその化合物	8 mg/L	8 mg/L	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	100 mg/L	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L

表 13 排水の公害防止基準（その他項目）

項目	水質汚濁防止法の 一律排水基準	県生活環境の保全 等に関する条例の 基準	施設の基準値
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)	25 mg/L	25 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)	25 mg/L	25 mg/L
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)	70 mg/L	70 mg/L
ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 <small>(鉱油類 含有量) (動植物油脂 類含有量)</small>	5 mg/L 30 mg/L	5 mg/L	5 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	0.05 mg/L	0.05 mg/L
銅含有量	3 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
クロム含有量	2 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)	—	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)	—	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
ニッケル含有量	—	1 mg/L	1 mg/L

2)騒音

本施設から発生する騒音については、敷地境界において以下の表の基準値以下とすること。

	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
そのほかの地域	55dB(A)	50dB(A)	45dB(A)

3)振動

本施設から発生する振動については、敷地境界において 55dB 以下とすること。

4)悪臭

敷地境界線上において臭気指数 10 以下とする。

5)粉じん

本施設から発生する粉じんについては、集じん設備の排出口において $0.01 \text{ g}/\text{m}^3$ 以下（目標値）、 $0.05 \text{ g}/\text{m}^3$ （保証値）以下とすること。

第 2 節 運転管理業務

第 1 項 受付・受入管理共通事項

(1)受付管理

- 1)運営事業者は、ごみ搬入において、受付管理、計量業務、案内、指示、直接搬入車の料金徴収並びに誘導を行うこと。
- 2)ごみ搬入の受付時間は、原則として、下記時間帯とする。

項目	受付日	受付時間
ごみ中継施設 剪定枝等ストックヤード	月～土	8:30～16:00
	日	8:30～12:00
	受付休止日	1月1、2日
粗大ごみ処理施設	月～土	8:30～16:00
	受付休止日	日曜日、1月1、2日

(2)受入管理

- 1)運営事業者は、本施設の敷地内において、搬入が安全に行われるよう、監視員を配置し、車両の誘導、監視及び清掃を行うこと。
- 2)運営事業者は、本施設に搬入される廃棄物について受入を行うこと（一般持込者

への補助作業も含む)。なお、災害ごみについては、本町の指示に従って受入れ、貯留、運搬を行うこと。

- 3)運営事業者は、善良なる管理者として、処理不適物を処理しないように対応すること。処理不適物の排除は、原則として計量(受付)段階で行うこと。更に、ごみ中継施設にあってはごみピットに投入する前、粗大ごみ処理施設では、コンベヤに供給する前に処理不適物を排除すること。処理不適物が確認され、搬入者が特定できた場合は、原則として搬入者に返還し、適正な処理方法を指導すること。なお、搬入者の特定ができない処理不適物が場内で発見された場合、粗大ごみ処理施設で処理可能なものにあっては、粗大ごみ処理施設への運搬及び破碎処理を行い、本施設で処理ができない処理不適物にあっては、本町が指定する場所に保管すること。
- 4)運営事業者は、本町の立会のもと年4回、本町で収集した可燃ごみを対象に行われる搬入ごみの展開検査を実施すること。

第2項 運転管理共通事項

(1)運営事業所の設置

運営事業者は、本町が指定する部屋を改装し、本施設内に運営事業期間中、事務所を設置し、本施設の運営事務処理を行うこと。

本町が貸与する部屋を必要に応じて改装し、運営事業者の作業員の休憩室等として利用すること。

(2)統括責任者の配置

運営事業者は、本施設を総合的に管理することができる人員として統括責任者を常駐で配置すること。なお統括責任者は、本施設の運営に関する一切の権限を有する。

(3)運営マニュアルの作成・管理及び運営委託実施計画書の作成・提出

運営事業者は、運営マニュアルを作成、提出し、その内容について本町の確認を得ること。その内容に変更等が生じた場合は、必要に応じて本町と協議の上見直しを行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本町に提出すること。なお、運営マニュアルには、維持管理に関する各種の検査マニュアルも含めること。

表 14 運営マニュアルリスト（参考）

No.	名称
1	運転管理マニュアル
2	維持管理マニュアル
3	測定管理実施マニュアル
4	事故対応マニュアル
5	緊急対応マニュアル
6	その他、関連業務マニュアル

(4)作成書類・提出書類

運営事業者は本運営委託の実施に際し、本要求水準書に規定される各業務について、運営事業者自らの提案に基づき、各業務の実施に必要な事項を記載した運営委託実施計画書を事業開始前（運営準備期間内）に本町に提出し、承諾を受けること。また、必要に応じて、次年度分の運営委託実施計画書を作成し、毎年度の2月末日までに本町に提出し、承諾を受けること。なお、提出する運営委託実施計画書の適用は中継施設、粗大ごみ処理施設、剪定枝等ストックヤードとするが、

粗大ごみ処理施設にあっては、維持管理業務に関する運営委託実施計画書は除いてよい。

提出する事項等については、以下の表を参考に作成し、本町と協議し、決定すること。

なお、既存運転事業者にて作成している様式等は、必要に応じて利用しても良いこととする。

表 15 運営委託実施計画書の構成（参考）

①運転管理業務実施計画書 業務実施体制表 月間運転計画、年間運転計画 運転管理マニュアル 運転管理記録様式 日報・月報・年報様式 等を含む
②維持管理業務実施計画書 点検・検査計画 修繕・更新計画 調達計画 等を含む
③環境管理業務実施計画書 環境保全基準 環境保全計画 作業環境基準 作業環境保全計画 等を含む
④情報管理業務実施計画書 各種報告書様式 各種報告書提出要領 等を含む
⑤関連業務実施計画書 清掃要領・体制・計画 植栽管理要領・体制・計画 防火管理要領・体制・計画 施設警備防犯要領・体制・計画 見学者対応要領・体制・計画 住民対応要領・体制・計画 等を含む
⑥その他 運行計画 事故対応マニュアル 緊急対応マニュアル 事業継続計画 安全管理衛生体制 安全作業マニュアル 等を含む

(5) 運営準備期間中における業務の引継

運営事業者は、本施設の運転に関して必要な業務の引継ぎを運営準備期間中に、本町及び本町が指定する者から受けなければならない。業務の引継ぎに際しては、引継に関する体制等を記載した業務引継計画書を作成し、本町の承諾を得ること。なお、業務の引継に係る費用は事業者の負担とする。

(6) 物質収支の把握

本施設の運営中においては、対象ごみ等の受入から搬出物の排出に至るまでの物質収支（各種別）の把握を行うこと。

(7) 運営業務の報告及び記録の保存

運営事業者は、本施設の運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画に基づく、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、運営業務の報告を行うこと。

設備の運転、点検・保守等の記録として、運転日誌、点検記録及び修繕・更新・事故記録等についてのデータベースを作成、管理し、電子データの形で委託期間中保管するものとする。なお、本施設の維持管理上の日報、月報及び年報は印刷物としても保管すること。印刷物については運転日誌及び点検記録は3年以上、修繕・更新・事故記録等は委託期間中保管すること。電子データ及び印刷物は、毎年度終了時に本町に提出すること。

(8) 本町との運営協議

運営事業者は、対象ごみの受入れ、貯留、処理、運搬に関する計画、その他運営に関する計画を策定するに際しては、本町と協議を行い、円滑に運営が行われるように留意すること。

(9) 本町への報告・協力

運営事業者は、本町が求める報告及び本町が実施する検査、環境施策に協力すること。また、運営事業者は委託期間中、翌月10日頃に月例会議（月次報告等）を実施することとする。月次報告の内容については、本町と協議の上、定めること。

(10) 他施設との連携

運営事業者は、本町が他施設との間で廃棄物等の搬入・搬出量の調整を行う場合は、本町に協力すること。

(11)運営管理状況のモニタリング

運営事業者は、本事業の履行状況について、自らの費用負担において第三者機関による運営管理状況のセルフモニタリングを実施し、本町へ報告すること。

(12)本町の責による中継施設及び剪定枝等ストックヤードの破損

運営事業者は、本町の責による中継施設及び剪定枝等ストックヤードの破損等により、運営に支障が生じた場合は、その復旧にかかる対応は運営事業者が実施し、その費用を本町に請求できるものとする。

(13)緊急時の対応

- 1)本施設において事故が発生した場合に適切な対応を行うため、事故対応マニュアル及び緊急対応マニュアルを作成すること。なお、事故対応マニュアルは、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」に基づいて作成し、本町の承諾を得ること。
- 2)地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させること。
- 3)重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。
- 4)非常時においては、事故対応マニュアル及び緊急対応マニュアル等に基づき、本町へ速やかに状況報告するとともに、事後報告（原因究明と再発防止策等）を含め、適切な対応を行うこと。
- 5)非常時及び緊急防災を想定した対策訓練を定期的に行い、本町に報告すること。
- 6)運営事業者は、非常時の対応方法について、施設の計画時点において、想定されるリスク項目別に対応方法を検討し、本町と協議を行うこと。
- 7)本町が実施する訓練等に参加、協力すること。

(14)災害時の協力

震災その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画量を超える多量の災害廃棄物が発生するなどの状況に対して、その受入れ、貯留、処理、運搬を本町が実施しようとする場合、運営事業者はそれに協力しなければならない。

(15)運転管理体制

- 1)運営事業者は、適切に、本施設を運転管理するために、必要な運転管理体制を整備すること。
- 2)運営事業者は、整備した運転管理体制を本町に報告すること。また、運転管理体制

制に変更が生じた場合は、速やかに本町に報告すること。

(16) 消耗品・用役等の調達・管理

- 1) 運営事業者は、中継施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した主要な消耗品・用役等の調達計画（年間調達計画）を作成し、本町との協議により定められた日までに本町へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、調達計画に基づき調達した消耗品・用役等を常に安全に保管し、必要な際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

(17) 貸与物及び本町職員の使用範囲

- 1) 運営事業者は、委託期間中の対象施設において本町が継続使用する箇所については使用できないものとする。なお、使用箇所については、本町との協議により決定するものとする。
- 2) 運営事業者は、添付資料1「貸与品リスト」に示す貸与物について委託期間中は善良な管理を行うものとし、保守点検、修理、買い替え等に要する費用は、全て運営事業者の負担とする。なお、買い替え等については、運営事業者が提案を行い、本町と内容を協議して決定すること。
- 3) 貸与物について善良な管理の下使用していたにも関わらず、故障、破損等により使用ができなくなった場合、貸与物の処分は本町が行うものとする。また処分後、それらのものについて運営事業者が必要と判断したものについては、運営事業者が用意するものとする。なお、その場合における貸与物同等品は本町の所有物とする。
- 4) 委託期間終了後、運営事業者は本町の求めに応じて貸与物または貸与物同等品を本町に返却することとする。

(18) 公害防止基準値等の超過時の対応

本町または運営事業者による測定等の結果、「第2章第1節第5項（5）公害防止基準」の公害防止基準値を超過した場合、運営事業者は直ちに再発防止策を策定、実施し、再測定を行うこと。

(19) 委託費用

運営事業者は、運営事業者に起因する理由により、中継施設及び剪定枝等ストックヤードの全部もしくは一部の運転を停止した場合、公害防止基準等求められた中継施設の性能を維持できない場合、または中継施設及び剪定枝等ストックヤードの修繕、運営業務の改善等を行い、中継施設及び剪定枝等ストックヤードの正常な運転ができるよう回復することができない場合、運営業務委託契約書に定

めるところに従い、業務委託費用の減額を行うものとする。詳細な条件については、運営業務委託契約書に示す。

(20) 中継施設及び剪定枝等ストックヤードに係る委託期間終了時の取扱い

1) 要求水準

- ア) 委託期間終了後、本町が本施設において本要求水準書に記載の業務を実施するにあたり、運営事業者は、委託期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による性能検査（精密機能検査等）を実施すること。
- イ) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- ウ) 内外の仕上げや設備機器等に大きな汚損または破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- エ) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている基本的な性能（機能・効率・能力等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- オ) 委託期間終了時において引き続き 3 年間は大規模な設備の修繕及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すことを契約終了の条件とする。

(21) 粗大ごみ処理施設の委託期間終了時の取扱い

1) 要求水準

- ア) 委託期間終了後、本町が本施設において本要求水準書に記載の業務を実施するにあたり、運営事業者は、委託期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による性能検査（精密機能検査等）を実施すること。

(22) 性能未達成時の対応

運営事業者は、委託期間終了後の 1 年間の運転期間中に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行い、通常の運営に支障を来さないようにすること。

1) 委託期間終了時に行う事項

運営事業者は、本町が行う委託期間終了後の施設運営方法の検討において、下記事項等に関する資料等の提出、新たな運営事業者の本施設の視察等に協力する

こと。

なお、図面・資料の開示にあたっては、本町と運営事業者の協議の上、対応するものとする。

ア) 所有する図面・資料の開示

イ) 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察

ウ) 運営管理業務全般に係る指導（運営（施設の運転等）に支障のない範囲での指導とし、本運営委託の引き継ぎに伴う運転指導にかかる費用は本運営委託に含まれない）

エ) 委託期間中における以下の項目に関する費用明細等を提出

①人件費

②運転経費

③その他（維持管理費及び調達費）

2) その他

委託期間終了時における引渡しの詳細条件は、本町と運営事業者の協議により決定するものとし、協議は委託期間終了の5年前を目処に開始することとする。

第3項 ごみ中継施設に係る運転管理業務

(1) ごみ中継施設の運転管理

運営事業者は、ごみ中継施設の各設備を適切に運転管理し、ごみ中継施設の基本性能を發揮させ、関係法令、公害防止条件を遵守し、搬入される廃棄物を適正に貯留、搬出するとともに、運営の効率化に努めること。

(2) 運転条件

運営事業者は、「第2章第1節第5項運転条件」に示す条件に基づき、搬入される廃棄物（本町収集の燃せるごみ、し尿処理施設から搬入されるし尿残渣（し尿し渣及び脱水汚泥）、粗大ごみ処理施設から搬入される破碎可燃物及び破碎不燃物のうち可燃物）を滞りなく受入、貯留、搬出できるように、施設を適切に運転管理すること。

(3) 搬入物の取扱い

運営事業者は、ごみ中継施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的（4回/年以上）に分析を行うこと。

分析項目、方法については、「環整第95号（昭和52年11月4日）」に示される項目、方法を満たすものとする。

運営事業者は、ごみ中継施設の搬出先である湯河原美化センターで処理が不可能な処理不適物について、本町の指示に従い場内に保管し、本町が指定する者へ

の引渡を行うこと。

(4)搬出物の運搬

- 1)運営事業者は搬出物をごみ中継施設から湯河原美化センターまで運搬すること。
- 2)本施設から湯河原美化センターまでの運搬経路は以下のとおりである。
 - ア)小田原湯河原広域農道が整備されるまでは、国道1号～国道1号(箱根新道)～国道1号～早川交差点～国道135号～新福浦立体～県道740号の図中赤い経路で搬出すること。
 - イ)小田原湯河原広域農道整備後は、国道1号～国道1号(箱根新道)～国道1号～小田原市入生田交差点～小田原湯河原広域農道～県道740号の経路で搬出すること。

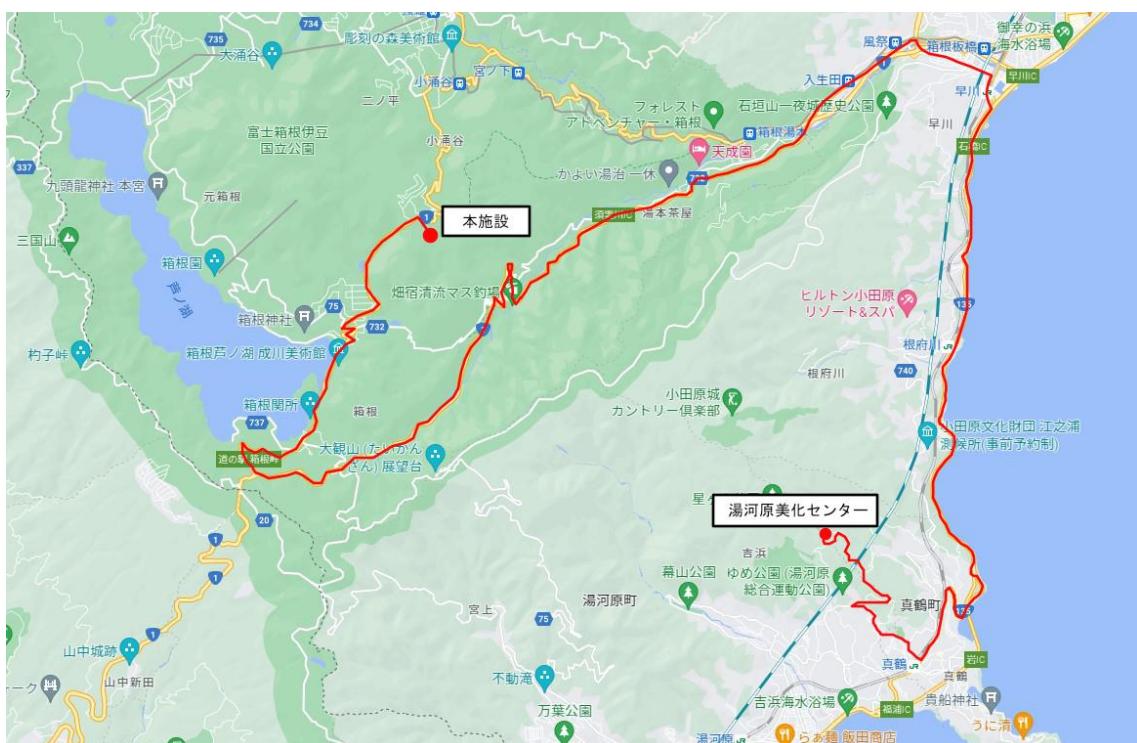


図1 本施設から湯河原美化センターまでの運搬経路

- 3)湯河原美化センターのごみ搬入受付時間は、原則として、下記時間帯とする。

項目	受付日	受付時間
湯河原美化センター	月～金	8:30～11:30、 13:00～16:30
	土、祝日	8:30～11:30
	受付休止日	日曜日、1月1、2日

第4項 剪定枝等ストックヤードに係る運転管理業務

(1)剪定枝等ストックヤードの運転管理

運営事業者は、剪定枝等ストックヤードの各設備を適切に運転管理し、剪定枝等ストックヤードの基本性能を発揮させ、関係法令、公害防止条件を遵守し、搬入される廃棄物を適正に貯留、搬出するとともに、運営の効率化に努めること。

(2)運転条件

運営事業者は、「第2章第1節第5項運転条件」に示す条件に基づき、搬入される剪定枝等を滞りなく貯留、搬出できるように、施設を適切に運転管理すること。

(3)搬入物の取扱い

1)搬入される枝・葉・枯れ木類、草・刈草類は分けて貯留すること。

第5項 粗大ごみ処理施設に係る運転管理業務

(1)粗大ごみ処理施設の運転管理

運営事業者は、粗大ごみ処理施設の各設備を適切に日常保守点検及び運転管理を行い、粗大ごみ処理施設の基本性能を発揮させること。また、関係法令、公害防止条件を遵守し、搬入される廃棄物を適正に選別・破碎処理するとともに、運営の効率化に努めること。

(2)運転条件

運営事業者は、「第2章第1節第5項運転条件」に示す条件に基づき、搬入される廃棄物（燃せないごみ、粗大ごみ、カン、ビン、乾電池、蛍光灯・電球、スプレー缶類、ペットボトル）を滞りなく処理できるように、施設を適切に運転管理すること。

(3)搬入物の取扱い

運営事業者は、粗大ごみ処理施設で処理が不可能な処理不適物について、本町の指示に従い場内に保管すること。

(4)搬出物の取扱い

1)運営事業者は、粗大ごみ処理施設から発生する副生成物にあっては、以下のとおり処理を行うこと。

ア) 破碎可燃物

可燃物コンベヤを用いて、ごみ中継施設に運搬すること。

イ) 破碎不燃物

本施設の粗大ごみ処理施設から発生する破碎不燃物のうち、可燃物については、ごみ中継施設のごみピットに投入する。運営事業者は、粗大ごみ処理施設において破碎不燃物の車両への積込補助を行うこと。

ウ) 可燃残渣（カレットくず）

本町が運搬を行う。本施設の粗大ごみ処理施設から発生する可燃残渣（カレットくず）は、湯河原美化センターでのクリンカ発生防止のため、湯河原美化センターへは運搬せず、第2一般廃棄物最終処分場へ運搬する。運営事業者は、粗大ごみ処理施設において可燃残渣（カレットくず）の車両への積込補助を行うこと。

エ) 破碎鉄

本町の指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理を行い、必要に応じて積込時に補助を行うこと。

オ) 破碎アルミ

本町の指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理を行い、必要に応じて積込時に補助を行うこと。

カ) ビン（カレット3種類 白、茶、混合）

本町の指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理を行い、必要に応じて積込時に補助を行うこと。

キ) 圧縮梱包ペットボトル

本町の指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理を行い、必要に応じて積込時に補助を行うこと。

ク) 乾電池

本町の指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理を行い、必要に応じて積込時に補助を行うこと。

ケ) 蛍光灯、電球

本町の指定する運搬業者が積込できるように適正に貯留管理を行い、必要に応じて積込時に補助を行うこと。

コ) 処理不適物

運営事業者は、処理不適物について、本町の指示に従い場内に保管し、本町が指定する者への引渡を行うこと。

第3節 運営・維持管理体制

第1項 組織計画

運営事業者は、本運営委託にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。

- (1) 運営事業者は、本施設の総括責任者として、コンパクタ&コンテナ方式のごみ中継施設の業務従事経験を有する者を配置すること。
- (2) 運営事業者は、粗大ごみ処理施設の運転責任者は、包括運営の履行実績の施設で業務従事経験を有する者を配置すること。
- (3) 運営事業者は、その他本運営委託を行うにあたり必要となる有資格者を配置すること。

表 16 本運営委託の推進にあたって必要な資格等(参考)

資格等の種類
ごみ処理施設技術管理士
第3種電気主任技術者
電気工事士
危険物取扱者
クレーン運転士（吊り上げ荷重5t以上）
危険物保安監督員（危険物取扱主任者）乙4種
酸素欠乏危険作業主任者
特定化学物質等作業主任者
車両系建設機械運転技能講習修了者
ショベルローダー技能講習修了者
荷役（フォーク車等）技能講習修了者
ガス溶接技能講習修了者
アーク溶接等の業務に係る特別教育修了者
玉掛け技能講習修了者
普通自動車運転免許
防火管理者

※1 事業所の人数が合計50人以上となる場合は、運営事業者にて安全管理者、衛生管理者を専任すること

※2 その他運営管理を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。

第2項 労働安全衛生・作業環境管理

運営事業者は、本運営委託にかかる労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本運営委託に必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本町に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本町に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における従事者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）

を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。

- (6) 安全作業マニュアルは本施設の作業状況に応じて隨時改善し、その周知徹底を図ること。
- (7) 運営事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を本町へ提出すること。
- (8) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、本町と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (9) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、その結果に対する対策を行うこと。
- (10) 運営事業者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (11) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。
- (12) 訓練の実施については、事前に本町に連絡し、本町の参加について協議すること。
- (13) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第3項 防火管理

- (1) 運営事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した防火管理体制について本町に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本町に報告すること。
- (3) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本町と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (4) 特に、本施設のごみピット、コンベヤ及び破碎機については、入念な防火管理を行うこと。

第4項 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本町等への連絡体制を整備し、報告すること。原則として本町と運営事業者との連絡体制は、一本化を図ること。なお、体制を変更した場合は速やかに本町に報告すること。

第5項 帳票類の管理

運営事業者は、各施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。なお、帳票リスト及び様式については、本町との協議の上、決定する。

表 17 帳票類の種類（参考）

No	名称	No	名称
1	職員配置表	10	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	11	設備（機器）台帳
3	計量票	12	検査台帳
4	運転日報・月報・年報	13	給油台帳
5	機器運転・作業日誌	14	用役管理台帳
6	受電設備日誌	15	環境測定・分析結果報告書
7	維持管理状況報告書	16	備品・予備品台帳
8	事故報告書	17	関係法令届出書類
9	故障・不具合処置報告書	18	その他必要な書類

第6項 調査票の回答

運営事業者は、本施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、本町の指示に基づき対応すること。

第7項 その他

本町職員が本運営委託の円滑な遂行と運営事業者へのモニタリングを目的として、本施設内に常駐する。

本町職員及び見学者が直接的に消費する用役費（電気・水道・通信・トイレットペーパー等）は、運営事業者の負担で支払うこと。

ただし、本町職員が使用するOA機器並びに文具・事務用品（コピー用紙等）は、本町の負担とする。

第4節 維持管理業務

第1項 維持管理計画の作成・管理

運営事業者は、中継施設転用工事を施工した事業者より本町へ提出された本施設の運転マニュアルを踏まえ、本施設の運転、点検・保守（修繕・更新）に関する詳細を記載した維持管理計画を本町に提出し、その確認を受けること。維持管理計画においては、委託期間を通じての設備機器の修繕・更新計画を明確にし、主要設備の交換サイクル及び対象範囲を明記すること。また、維持管理計画は、本施設の状況を把握した上で、毎年見直しを行うこととする。

修繕については計画的に実施し、修繕のライフサイクルコストの低減を目指すこと。個別設備の修繕時期を維持管理計画の中で明記すること。ただし、本対象業務範囲は中継施設及び剪定枝等ストックヤードにのみ適用する。

第2項 公称能力の維持

運営事業者は、本施設の基本的な性能を長期的に発揮できるよう管理・運営を行うこと。

第3項 機能維持のための点検・保守

運営事業者は、本施設の機能を維持するために必要な点検・保守を行うこと。また中継施設及び剪定枝等ストックヤードにあっては修繕・更新等の履歴を委託期間中にわたり電子データとして残し、委託期間終了後に本町に譲渡すること。

第4項 法定点検

運営事業者は下記項目を参考として、必要な法定点検を実施すること。

- (1)期限を定めて適切に実施すること。
- (2)記録は適切に管理し、定められた期間（年数）保存すること。
- (3)検査実施前に検査内容を本町に報告し、確認を受けること。

法定検査の項目等（参考）を表10に示す。

表 10 点検・整備・修繕項目（参考）

設備名	法律名	備考
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査 第 34 条 荷重試験等 第 35 条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
計量機	計量法 第 21 条 定期検査の実施時期等	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則 第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
消防用設備	消防法 施行規則 第 31 条の 6 消防設備等または特殊消防用設備等の点検及び報告	外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
電気設備	電気事業法 第 42 条 保安規程	定期検査

第 5 項 施設の修繕・更新

(1)維持管理計画の適切な履行

本町は、本施設うち、中継施設及び剪定枝等ストックヤードの機能を委託期間終了後においても適正に維持することができるよう、必要に応じ、維持管理計画の改定ならびに適切な維持管理の履行を求めることができる。

運営事業者は、維持管理計画に基づき、毎年度、維持管理の内容について、点検・検査計画書、修繕計画書及び更新計画書等の実施計画書を作成し、本町の承諾を得ること。本町は、当該計画書について、補足、修正または変更が必要な箇所を発見した場合には、適宜指摘・修正を求めるができるものとする。また、本町は維持管理の状況を確認し、必要に応じて維持管理計画、実施計画書及び運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

運営事業者は、委託期間終了後においても本施設のうち、中継施設及び剪定枝等ストックヤードについて、本要求水準書に示した機能を維持できるよう、委託期間終了前に維持管理計画に従い、適切な修繕・設備更新を実施すること。

(2)修繕・更新の実施

運営事業者が、本施設の修繕・更新を行う場合には、修繕・更新工事前までに実施工計画書を作成し、当該計画書に従って工事を行うこと。

運営事業者は、修繕・更新の作業が終了したときは、実施工計画書に従って当該施設に求められる試験・検査を行い、当該計画書記載の作業完了基準を満たすことを確認し、本町に報告すること。

なお、運営事業者が修繕・更新を行う際、本町は建設工事請負事業者と特定供給部品の協定を締結し、運営事業者に対して特定供給部品リストを示す。運営事業者は特定供給部品を使用することを原則とするが、運営事業者の判断で使用部品を変更する場合には、本町の承諾を得ること。

第6項 備品・什器・物品・用役の調達及び管理

- (1)運営事業者は、備品、什器、物品、用役の調達計画を作成し、本町に提出すること。
- (2)運営事業者は、調達計画に基づき調達した備品、什器、物品、用役を常に安全に保管し、必要となる場合には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

第7項 機器の予備品、消耗品等の調達及び管理

- (1)運営事業者は、機器の予備品、消耗品等の調達計画を作成し、本町に提出すること。
- (2)機器の予備品については、必要な保守、整備がなされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、機器の消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とすること。
- (3)機器の消耗品は、運転により確実に損耗し、1年以内に消耗する部品、開放点検時に取替の必要な部品等とすること。
- (4)運営事業者は、調達計画に基づき調達した機器の予備品、消耗品等を常に安全に保管し、必要な際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

第8項 建築施設・施設の保全

- (1)運営事業者は、各施設の以下に示す設備の点検を定期的に行い、適切な修繕等を行うこと。このうち、照明器具については運営期間中に順次LED化を計画及

び実施すること。

- 1) 消防設備
- 2) 空調設備
- 3) 昇降機
- 4) 自動扉及び各シャッター
- 5) 照明器具
- 6) その他必要な施設、設備

(2) 運営事業者は、工事請負事業者の契約不適合責任を前提として建屋の外壁、屋根の防水、構内道路のアスファルト舗装及び構内白線引きについて適切に点検、修理、交換等を行い、修理、交換等が生じた時は、本町へ報告すること。

第5節 環境管理業務に関する要件

第1項 委託期間中の測定管理

- (1) 運営事業者は、本施設の運営にあたって、公害防止条件、関係法令等の環境保全基準を遵守すること。
- (2) 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況を確認する為に必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、本町の承諾を得ること。

第2項 環境管理報告

- (1) 運営事業者は、環境保全計画書に基づき計測し、環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、本町に提出すること。
- (2) 公害防止基準に定める計測可能な管理項目について、法で定める頻度または運営事業者自らが提案する測定頻度で計測を行うこと。なお、本施設の運営状況をより効率的に把握することが可能な管理項目等について、本町と運営事業者との協議により合意された場合、これら管理項目及び測定頻度は適宜、変更が可能とする。
- (3) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本町と協議の上、決定すること。
- (4) 環境管理に関するデータを法令等で定める年数または本町との協議による年数保管すること。

第3項 安全衛生管理

運営事業者は、本施設における労働災害の防止と衛生の確保及び従業員の健康管理を適切に進め、次の目的を達成するため法令に定められた管理を実施すること。

- (1) 労働災害防止のための危害防止基準を確立すること。
- (2) 責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を

推進することによって、事業上における従業員の安全と健康を確保すること。

- (3)快適な職場環境の形成を促進すること。

第4項 作業環境管理基準

- (1)運営事業者は、本施設の運営において労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2)管理運営にあたり、作業環境基準を遵守すること。
- (3)法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、本町と協議すること。

第5項 作業環境保全計画

- (1)運営事業者は、作業環境保全計画を策定し、計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (2)作業環境管理基準の遵守状況について本町に報告すること。なお、報告書の提出頻度・時期・詳細項目、情報の保管年数は本町と協議の上、決定すること。

第6節 情報管理業務に関する要件

第1項 運転記録報告

- (1)運営事業者は、本施設の廃棄物搬入量、処理不適物排出量、廃棄物搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本町に提出すること。
- (2)報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本町と協議の上、決定すること。
- (3)運転記録に関するデータを法令等で定める年数または本町との協議による年数保管すること。

第2項 点検・検査報告

- (1)運営事業者は、本施設の点検・検査計画書および点検・検査結果報告書を作成し、本町に提出すること。
- (2)報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本町と協議の上、決定すること。
- (3)点検・検査に関するデータを、法令等で定める年数または本町との協議による年数保管すること。

第3項 修繕・更新計画報告

- (1)運営事業者は、本施設の維持管理計画に基づいて修繕計画及び更新計画を作成し、また、修繕及び更新の実施後は、修繕結果報告書及び更新結果報告書を作

成し、それぞれを本町に提出すること。

- (2)報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本町と協議の上、決定すること。
- (3)修繕・更新に関するデータを法令等で定める年数または本町との協議による年数保管すること。

第4項 安全衛生報告

- (1)マニュアル等
 - 1)運営事業者は、本運営委託の対象施設に関する安全衛生管理マニュアル等を委託期間にわたり適切に管理すること。
 - 2)運営事業者は、修繕、更新等により、本運営委託の対象施設に変更が生じた場合、工事請負事業者と協力してマニュアル、計画等を速やかに変更すること。
 - 3)本運営委託の対象施設に関するマニュアル、計画等の管理方法については本町と協議のうえ、決定すること。

第5項 情報管理報告

- (1)運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等を委託期間中、適切に管理すること。
- (2)修繕、機器更新、改良保全等により、中継施設の機能に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面、施設台帳等を速やかに変更し、本町へ報告すること。
- (3)本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等の管理方法については本町と協議の上、決定すること。

第6項 その他管理記録報告

- (1)運営事業者は、本施設の設備により管理記録が可能な項目または運営事業者が自主的に管理記録する項目で、本町が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- (2)提出頻度・時期・詳細項目については、本町と別途協議の上、決定すること。
- (3)本町が要望する管理記録について、法令等で定める年数または本町との協議による年数保管すること。

第7節 関連業務に関する要件

第1項 構成町組織との相互支援

運営事業者は、本町の指示により、以下の内容について相互支援等の協力をすること。

- (1) 災害廃棄物処理計画に基づく、本施設内での災害廃棄物等の処理に関すること
- (2) ごみ処理広域協力体制に関すること
- (3) 地域防災計画に関すること
- (4) その他締結した支援協定に関すること

第2項 防火・防災管理

- (1) 防火・防災管理は、本町の使用区画についても対象範囲とすること。
- (2) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、本町と協議のうえ施設の改善を行うこと。また工事期間においては、必要に応じて工事請負事業者と協力して施設の改善を行うこと。
- (3) 運営事業者は、消防用設備等点検結果の報告を含め、必要な報告等を消防署へ提出すること。
- (4) 管理対象外施設からの火災警報発報時には、運営事業者は協力して初期消火作業及び消防署への連絡を行うこと。
- (5) 運営事業者は、以下に示す事項について適切に実施すること。

1) 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、「箱根町地域防災計画」及び「箱根町災害廃棄物処理計画」を参考に必要な自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、本町等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本町に報告すること。

2) 二次災害の防止

運営事業者は、本運営委託の対象施設全体の防災に努め、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

3) 防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に本町と協議すること。

4) 事故報告書の作成

事故が発生した場合、直ちに運営事業者は事故対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本町に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本町に報告すること。

第3項 感染症対策

運営事業者は新型コロナウイルス等の感染症防止対策を実施するとともに、感染症の発症者が確認された場合、本町へ報告すること。運営事業に影響を及ぼすおそれがある場合、運営事業者は代替の運転職員の確保などを行い、運営事業を適切に実施するよう努めること。

第4項 施設警備・防犯

- (1)運営事業者は、場内警備を実施すること。
- (2)運営事業者は、管理対象外施設からの警報発報時には、協力して可能な限り現場確認及び警察署への連絡を行うこと。

第5項 清掃

運営事業者は、添付資料3 清掃範囲を参考に施設の清掃計画を作成し、施設内外を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等の第三者が立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

第6項 植栽管理

運営事業者は、本町が提供する植栽管理計画を参考に、事業敷地内の樹木・緑地等を適切に管理すること。また、運営事業者にて樹木・緑地等への散水も行うこと。

第7項 洗車場の管理

運営事業者は、洗車場の清掃等を行い、適切に管理すること。

第8項 積雪時の対応

運営事業者は、積雪時に本施設の運営に支障が出ないよう、除雪を行うこと。

第9項 廃棄物等の管理

運営事業者は、本施設から発生する廃油等の廃棄物を適切に管理・処分すること。

第10項 住民対応

(1)住民対応

- 1)周辺の住民の信頼と理解、協力を得られるよう、運営事業者は、常に適切な運営管理を行うこと。
- 2)運営事業者は、本施設の運営管理に関して住民等から直接、運営事業者へ意見等があった場合、初期の対応を適切に行い、その後の対応を本町へ引き継ぐこと。
なお、本運営委託の業務範囲に係る住民等からの意見等があった場合は、本町か

ら運営事業者へ指示するので、運営事業者は必要な措置を講ずること。

第11項 見学者対応

運営事業者は、事前に申し込みのあった住民等の施設見学者への対応を行うものとし、見学者対応に必要な資料についても作成すること。

行政視察への対応は本町が行うものとし、運営事業者は、本町の補助を行うこと。なお、運営事業者は、その際に必要な資料作成に協力すること。

また、委託期間にわたり、本施設のパンフレットの残数が少なくなった場合は、増刷を行うこと。なお、増刷の際に、施設とパンフレットの掲載内容に乖離が生じている場合は、必要に応じて修正を行うこと。

参考として、本施設の過去5年間の見学者来場実績を表11に示す。

表11 見学者来場実績

月	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31/令和元年度	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
4	1	14								
5	1	30					1	39		
6			2	62	2	37				
7			1	15						
8										
9									2	28
10										
11							1	13		
12							1	20		
1										
2										
3										
合計	2	44	3	77	2	37	3	72	2	28

※令和2年度、令和3年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、見学者の受け入れを行っていない。

第12項 本町が本施設で行う研修等への協力

運営事業者は、本町が本施設内で行うイベントや研修、その他事業に協力すること。

添付資料1 貸与品リスト

(1)備品等

- 1)重機（トラクターショベル1台）、ロッカー類（本町の指定するもののみに限る）
- 2)4t ダンプ車 可燃残渣をピットに投入として使用（令和8年7月末まで本町がリースとして所有）

添付資料2 特定供給部品リスト

設備名	機器名	数量	部品納期
機械関係			
ごみクレーン	トロリー装置	1 基	15ヶ月
	横行駆動装置	1 基	5ヶ月
	走行駆動装置	1 基	5ヶ月
	巻上装置	1 基	10ヶ月
	油圧バケット	1 基	10ヶ月
	横行レール	1 基	1ヶ月
	走行レール	1 基	2ヶ月
電気関係			
	共用保護盤内部品	一式	16ヶ月
	ごみクレーン制御盤内部品	一式	16ヶ月
	操作盤内部品	一式	16ヶ月
	操作卓	一式	16ヶ月
	給電ケーブル	一式	6ヶ月
	抵抗器	一式	16ヶ月
投入扉	投入扉本体	3 基	4ヶ月
	投入扉開閉機構装置	一式	4ヶ月
	投入扉操作盤	一式	16ヶ月
	光電管	一式	4ヶ月

※部品納品時期は、令和4年9月時点の情報であり、社会情勢等により変更となる可能性がある。

添付資料3 清掃範囲

- ①日常清掃業務範囲 (787 m²) 週2回(月8回)
- 1階 玄関、廊下、便所、洗濯室、更衣室、計量室
 - 2階 廊下、和室、事務室、食堂
 - 3階 玄関、廊下、便所、ホール、中央監視室、分析室（事務室）、休憩室、研修室
 - 階段 東階段、西階段、階段通路窓
- ②ガラス清掃 年1回 開き窓：100 m²、はめ込み窓：20 m²
- 清掃第1プラント 玄関、廊下、計量室、研修室、中央監視室（ごみピット側含む）